

## はじめに

電気通信事業紛争処理委員会は、平成13年11月30日の発足以来、電気通信事業者間の紛争を解決する第三者機関としての役割を果たしてきたところであるが、通信・放送の融合や新しいサービスの出現などにより、近年、事業者間の紛争が多様化・複雑化してきている。

こうした中、平成21年度における委員会の活動としては、あっせん3件、総務大臣への答申1件を処理するとともに、相談対応やウェブサイト等を通じた処理案件に関する情報提供により、事業者の疑問解消や紛争の未然防止に努めた。また、実態調査の実施等により、委員会の認知度・利便性の向上にも取り組んだ。

また、平成21年度においては、委員会による紛争処理の対象範囲に関して、情報通信審議会から2つの注目すべき答申が出された。1つは、平成21年8月26日の「通信・放送の総合的な法体系の在り方」答申であり、もう1つは、同年10月16日の「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申である。

前者においては、「コンテンツプロバイダと電気通信事業者の間の紛争や再送信同意に係る放送事業者と有線テレビジョン放送事業者間の紛争等へと対象を拡大するとともに、その実効性を担保するための措置を整備するなどの制度設計に取り組むこと」が、後者においては、「多様化・複雑化する接続形態に対応し、円滑な接続を確保する観点からは、紛争処理委員会の紛争処理機能の対象範囲を拡大し、回線不設置の非電気通信事業者と電気通信事業者との間の紛争事案も対象に含めること」がそれぞれ適当とされた。

この2つの答申を受けて、現在、必要な法整備が進められている。

本報告書は、こうした平成21年度における委員会に関する状況について、第一部において委員会活動の状況を、第二部において委員会を取り巻く状況を、第三部において委員会の行った紛争処理の状況を取りまとめている。

平成22年4月\*\*日  
電気通信事業紛争処理委員会